

中野方地区防災計画

～ おきもりで 昔も今も 支えあい ～
(令和4年度改定版)

平成27年4月制定
令和 4年7月改定

中野方地区防災計画（令和4年度改定版）

～ おきもりで 昔も今も 支えあい ～

平成27年4月制定
令和 4年7月改定

基本的考え方

「おきもりで 昔も今も 支えあい」

これは、平成26年に制作した「中野方ふるさとかるた」の一句です。

「おきもり」とは、昔、出征や病気、葬儀等で田植え等が遅れた家へ、親戚や近所の人が行き、農作業を手伝うことを言いました。このように、作業が遅れている家、災害にあった家を助ける自発的な地域の支えあいは昔からあり、今の地域防災につながるものです。

「自分の命は自分で守る」「自助」、「自分で行動できる人々が率先して助けていく」「共助」、これらのことを行うためにはどうしたらよいか、自分たちの住んでいる地域では何ができるのか等を考え、防災に繋がる行動をしていくことが必要です。

令和2年度、防災研修実施後の意見として、「自主防災隊の組織を災害時に本当に動ける組織としよう」、「自主防災隊の各班長は各区自治振興会長(あて職)ではなく、防災士、防災リーダー資格者になっていただく」、「班員はそれぞれにノウハウを持ち合わせている方に担っていただく」と決め、令和3年9月に「中野方地区防災計画」及び「自主防災隊」の見直しに着手、本計画書を令和4年7月に改定致しました。

中野方町の概要と地理的特徴

中野方町は、人口1,484人(令和3年7月1日現在)、5年前の平成28年から140人減少しており、また、高齢化率は42.52%であり、恵那市内では5番目の高齢化率です。まさに、人口減少と高齢化が進む山間地域です。

面積は 23.94km²、恵那市の最北部、笠置山の西北麓に位置し、木曽川流域の盆地に発達した集落で、標高1,128mの笠置山をはじめ、権現山、高峰山、見行山など標高800m前後の山々に囲まれ、中央を木曽川本流に合流する1級河川の中野方川が貫通しています。

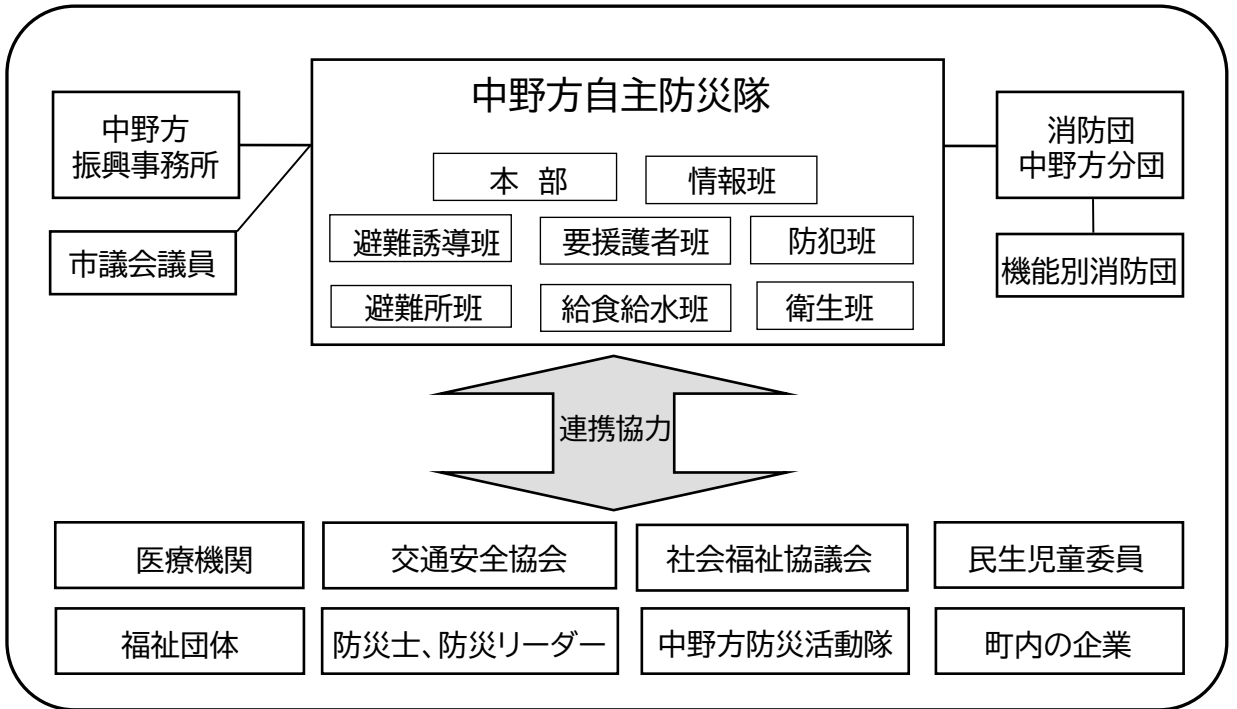
また、赤河断層が恵那市街地の西方にある榎ヶ根峠付近から北西に向かい、木曽川を横切り、中野方川沿いに北西へ延び、赤河峠付近を経て、白川町白川口付近まで約23kmにわたって延びています。このため、断層崖となっており急傾斜地が多く、土砂災害特別警戒区域が数多く指定されています。

当地域で発生した大規模災害としては、平成23年9月20日の台風15号(中野方ダム雨量:総雨量308mm、最大時間雨量50mm)による災害が記憶に新しく、町内全域519世帯、1,757人に避難勧告が発令され、中野方コミュニティセンターと中野方小学校に避難所を開設、59名が避難しました。

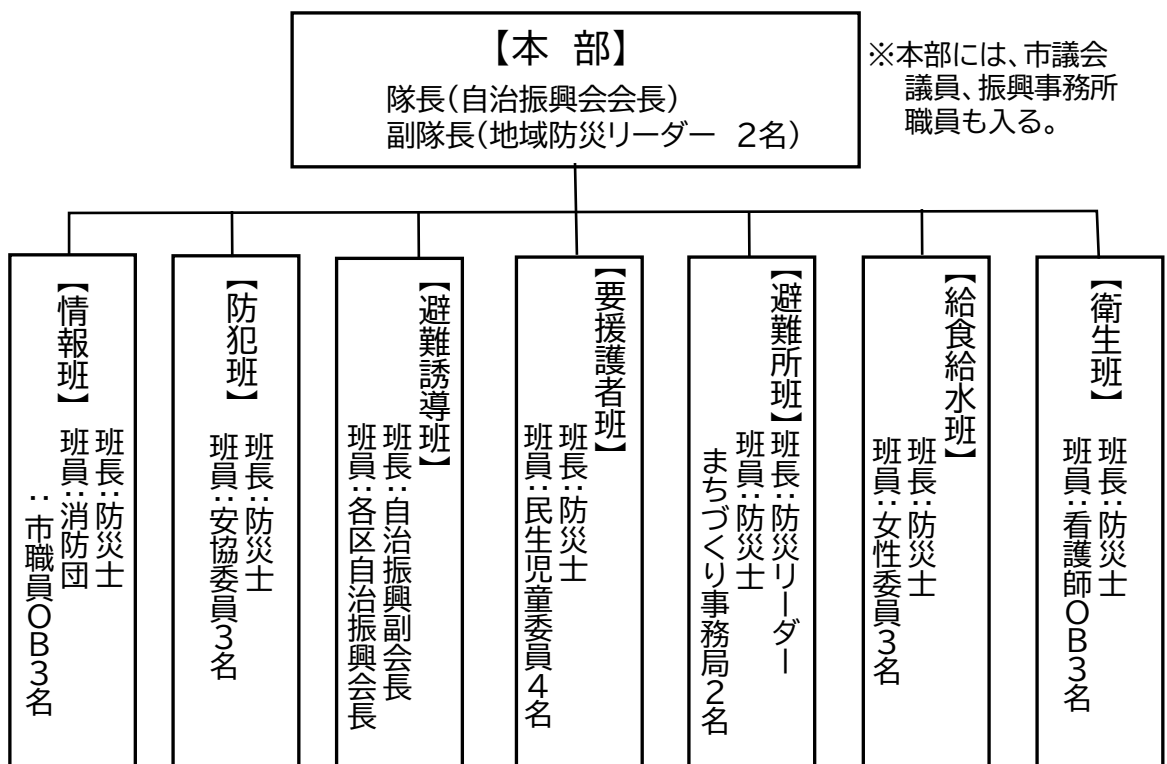
標高の高い山々に囲まれたすり鉢状の地域のため、雨雲の溜りを作りやすく、短時間で一気に大量の雨が降り注ぎやすい特性があります。

防災活動の体制

中野方町の防災体制は、自主防災隊と恵那市消防団中野方分団、中野方振興事務所を核として体制を作り、医療機関(十全堂医院、上近藤医院)、交通安全協会中野方支部、社会福祉協議会中野方支部、民生児童委員、福祉団体(まめに暮らそまい会)、防災士、防災リーダー、中野方防災活動隊、町内の企業と連携し、町民の安全確保に速やかに取り組むこととします。



自主防災隊編成表



自主防災隊の活動内容

「自分たちの地域は自分たちで守る」という活動のコンセプトのもと、町民が連帯感を持ち、地域の防災活動を迅速に行えるよう、役割分担を明確にした体制を作り取り組みます。

(1) 自主防災隊の組織

役割班	ミッション(役割)	担当
本部	<ul style="list-style-type: none"> ・全体調整、総務業務 ・現地災害対策本部や他機関との連絡調整 ・被害状況、避難状況の把握 	自治振興会会長(隊長) 防災地域リーダー (2名:副隊長) 市議会議員
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の情報収集と把握 ・避難状況の把握 ・安否確認の取り纏め ・情報の取り纏め、伝達、広報 	防災士(班長) 消防団員(1名) 市職員OB(3名)
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導 ・要援護者の安全確保と避難支援 ・避難所での避難者対応 	自治振興会副会長(班長) 各区自治振興会長(11名)
防犯班	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の防犯見回り ・道路等の安全点検 	防災士(班長) 交通安全協会(3名)
要援護者班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所での要援護者の対応、ケア ・社会福祉協議会との連絡、連携 ・福祉団体との連絡、連携 	防災士(班長) 民生委員(4名)
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の設営 ・仮設トイレの設置、処理(必要な場合) ・避難所の運営 受付、ごみ処理、トイレ掃除、諸々作業 ・避難所間の連絡と調整 	防災士(班長) 防災士 まちづくり連絡会事務局長 まちづくり連絡会事務局長
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> ・物資需要の把握、取り纏め ・救援物資の配分 ・炊き出し、給水等 	防災士(班長) 地域協議会女性委員 (3名)
衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・怪我人、故障者等の一時処置 ・防疫対策 	防災士(班長) 看護師OB(3名)

※消火活動、負傷者の救出活動、要援護者の避難支援活動は、危険を伴うことから消防団に任せることとする。

(2) 非常時の活動

① 警戒レベル3以上が発表及び震度5以上が発表された時

- ・中野方自主防災隊の本部員及び各班長は、自宅待機または連絡のとれる体制をとることとする。
 - ・隊長(自治振興会会長)は、要援護者班長と連絡をとり、班長は民生児童委員、福祉団体に依頼し、ひとり暮らし及び高齢者世帯の安否確認及び避難確認を行う。
 - ・ひとり暮らし及び高齢者世帯の方が避難支援を希望された場合は、その地区の自治振興会会長に連絡をとり、避難支援を要請する。但し、避難に危険等が伴う場合は消防団に支援を要請する。
 - ・隊長(自治振興会会長)は、災害発生が予想される場合、自主防災隊対策本部を中野方コミュニティセンター内に設置する。
- ※避難所は、「警戒レベル3」の発出時点で、市(中野方振興事務所)が開設を行う。

② 災害が発生した時

- ・隊長(自治振興会会長)は、速やかに自主防災隊対策本部を中野方コミュニティセンター内に設置する。
- ・隊長(自治振興会会長)は、副隊長、各班長と連絡をとり、自主防災隊対策本部へ速やかな集合を指示する。
- ・各班長は、班員に連絡をとり、自主防災隊対策本部へ速やかな集合を指示する。但し、避難誘導班の班員(各区自治振興会会長)は、地区での避難誘導を行う。
- ・各班は、班長の指示のもと、そのミッション(役割)に基づき、業務を開始する。各班の詳細な活動内容は、災害時対応マニュアルを参照すること。



(3) 参考「警戒レベル」と防災気象情報をもとにとるべき行動(気象庁HPより)

情報	とるべき行動	警戒レベル
<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報 ・氾濫発生情報 	<p>地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。</p> <p>何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。</p>	警戒レベル5相当
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 ・危険度分布「非常に危険」(うす紫) ・氾濫危険情報 ・高潮特別警報 ・高潮警報 	<p>地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。</p>	警戒レベル4相当
<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報(土砂災害)[※] ・洪水警報 ・危険度分布「警戒」(赤) ・氾濫警戒情報 ・高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの^{※2}) 	<p>地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。</p>	警戒レベル3相当
<ul style="list-style-type: none"> ・危険度分布「注意」(黄) ・氾濫注意情報 	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2相当
<ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの^{※2}) 	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2
<p>早期注意情報(警報級の可能性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注:大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合 	<p>災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。</p> <p>最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。</p>	警戒レベル1

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。

※2 警報に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報のページで確認できます。

(4) 平常時の活動

何を	どのように	誰が
見守りの強化	火防巡視時に防災啓発等の声かけを行う。 【重点項目】	消防団
	独居・高齢者世帯、障がい者世帯訪問時に、防災啓発などの声かけを行う。また、近所に見守りを願う。 【重点項目】	区自治振興会 民生委員 福祉団体
	見守りのネットワークづくりを行い、地域ぐるみで見守りに取り組んでいく。 【重点項目】	地域協議会 社会福祉協議会
災害危険箇所等の把握	土砂災害や河川氾濫、交通の要所などの危険箇所を確認・把握し、その情報を住民同士で共有する。	地域協議会 区自治振興会 消防団
一時(いつとき)避難所の設定	自治会単位で、一時的に集合して待機する安全な場所を決めておく。また、開錠や開設時の役割も決めておく。	区自治振興会
避難経路の設定	ハザードマップ等により危険箇所を把握し、予め避難する経路を決めておく。	区自治振興会
住民参加の場づくり	災害時での助け合いへの信頼関係を高めるため、積極的に自治会行事などの参加を呼びかけていく。 【重点項目】	地域協議会 区自治振興会
防災知識の普及・啓発	地震・風水害・土砂災害など災害の種類に区別した防災訓練や研修会等を実施し、必要な知識・技術や非常時における組織的な行動を習得する。	地域協議会 区自治振興会 消防団 中野方防災活動隊
防災資機材・消火栓の整備・管理	災害時などに機能が十分発揮できるように定期的に点検整備を行う。	地域協議会 消防団
備蓄物資の点検・管理	災害時に必要な生活必需品について、点検を行い、期限の近いものは、炊出し演習等に使用するよう計画的に管理を行う。	地域協議会
連絡網の作成・活用	安否確認を素早く行うため、連絡が取れるよう自治会の世帯情報を整理し管理を行う。	区自治振興会
要援護者の把握	災害時において、安全な場所に避難する際に支援を要する高齢者、障がい者、重篤な傷病者、乳幼児、妊婦、外国人などの世帯情報を自治会班長が中心になって把握しておく。 【重点項目】	区自治振興会

何を	どのように	誰が
防災マップの更新・管理	自治会の防災マップは、上記の情報を反映し随時更新する。 【重点項目】	区自治振興会
減災対策	家屋の耐震化、家具転倒防止など減災対策の呼びかけや必要な支援を行う。	地域協議会 消防団 防災リーダー 防災士
健全な山づくり	間伐等を推進し、山林の保全を図る。	地域協議会 財産区 水源の森実行委員会
救急救命講習	AEDの取り扱いなど救急救命に関わる必要な知識と技能を、多くの住民が習得できるよう、防災訓練などの機会に実施する。	地域協議会 区自治振興会 中野方防災活動隊
自主防災組織の育成・強化	防災士や防災リーダーの育成を行う。また、平日の日中に活動ができる消防団員OB等の活用を図り、常時対応できる自主防災組織体制を整えていく。	地域協議会 中野方防災活動隊
他地域との連携	隣接の飯地町や笠置町、そして加茂郡白川町と災害時における連携を検討していく。	地域協議会

将来に亘って「安心・安全」を担保するために

(1) 防災意識の普及啓発と人材育成

地域の住民、団体、企業等が、被害を最小限にとどめ、自らの命と生活を守るために、平素から準備すべき点、災害時や災害後の行動の注意点、高齢者や障がい者などの援護を要する者への助け合いなど、基本的な防災知識に重点をおき普及啓発を行います。

専門的な知識を有する人材や消防団OBなど多様な人材を活用し、地域に密着した防災活動が円滑かつ効果的に実施できるよう、組織や人材の育成に取り組んでいきます。

(2) 計画の見直し

防災訓練等の検証結果を踏まえ、P(plan計画) D(do実行) C(check点検評価) A(action改善)サイクルに従って、定期的に地区防災計画を見直します。

中野方地区防災計画

(令和4年度改定版)

災害時対応マニュアル

～ おきもりで 昔も今も 支えあい ～

令和4年7月制定

災害時対応マニュアル

「自分たちの地域は自分たちで守る」という活動のコンセプトのもと、避難所設置時の各班の役割を明確にし、行動をマニュアル化しました。

情報班

班員：班長(防災士)、消防団、市職員OB3名 計4名

基本的な役割は、被害状況の情報収集と把握 ・町民の避難状況の把握 ・安否確認の取り纏めと、本部及び各班への情報共有、市、消防関係、警察関係への情報提供等、情報の取り纏め、伝達、広報です。

	班 長	班 員	備 考
①	避難所に指定されたコミュニティセンターへ集合する。	避難所に指定されたコミュニティセンターへ集合する。	
②	班員を指定場所に集合させ、集合状況を確認し本部長に報告する。	班長が指定した場所に集合する。	
③	町民の避難状況を「避難誘導班長」より確認する。 (班員1名指名)	班長の“町民の避難状況確認”を補佐する。	事前に避難状況を確認する班員を決めておく。
④	町民の安否確認状況を「避難誘導班長」より確認する。 (班員1名指名)	班長の“町民の安否確認状況確認”を補佐する。	事前に安否確認状況を確認する班員を決めておく。
⑤	町内の被害(被災)状況の情報を収集する。 (班員数名指名)	町内の被害(被災)状況の情報を収集業務を行う。	事前に災害状況を確認する班員を決めておく。 ・消防団 ・各区自治振興会長 ・警察関係 等
⑥	町内の避難状況、安否確認状況、被害(被災)状況を把握し、本部長に報告する。	町内の避難状況、安否確認状況、被害(被災)状況を班長に報告する。	班員 ⇒ 班長
⑦	30分程度おきに③～⑥の情報確認を行う。 また、本部から求められた任務を行う。	30分程度おきに③～⑥の情報確認を行う。 また、班長から求められた任務を行う。	班長 ⇒ 班員

防犯班

班員：班長(防災士)、交通安全協会3名 計4名

基本的な役割は、災害発生時の町内の防犯見回り、道路等の安全点検を行う。なお、危険が伴うことから、消防団、警察と伴に行動することを心掛ける。

	班 長	班 員	備 考
①	避難所に指定されたコミュニティセンターへ集合する。	避難所に指定されたコミュニティセンターへ集合する。	
②	班員を指定場所に集合させ、集合状況を確認し本部長に報告する。	班長が指定した場所に集合する。	
③	消防団及び警察に、町内の被災状況を聞き取る。	班長の“町内の被災状況聞き取り”を補佐する。	事前に消防団、警察と調整しておく。
④	班員に、町内の防犯見回りの指示を行う。 (班長はコミセンに留まる)	班長の指示に従い“町内の防犯見回り”を開始する。 (基本はおきもり号を利用するが、場合によっては私用車利用)	事前に消防団、警察から被災状況等聞き取り危険箇所への見回りには細心の注意を払う。 (命の危険を感じたら行かない)
⑤	町内の防犯見回り結果を把握し、本部長に報告する。	町内の防犯見回り結果を班長に報告する。	班員 ⇒ 班長
⑥	町内の防犯見回り結果を情報班に報告する。	班長の業務を補佐する。	

避難誘導班

班員：班長(副会長)、各区自治振興会長11名 計12名

基本的な役割は、各区の班長と協力し、住民の避難所への誘導、要援護者の安全確保と避難支援、及び避難所での避難者対応となります。

	班 長	班員(各区自治振興会長)	備 考
①	/	各区において、各区の班長と連絡を取り、住民の安否確認を行い、安否状況を把握する。	事前に避難所へ避難する住民を把握しておく。 (自宅に留まる人、または知人宅へ避難する人も把握しておく)
②	/	各区の班長に、避難が必要な住民を一時避難所に避難誘導するよう指示を行う。	
③	/	各区の班長と連絡を取り合い、安全な時を見計らい、一時避難所から避難所に指定されたコミュニティセンターへ、安全を配慮しながら住民を誘導する。	
④	/	避難所へ到着したら、避難した人数、個々人の様子を確認する。	
⑤	班員を指定場所に集合させ、避難状況の報告を受ける。	班長が指定した場所に集合し、各区の避難状況を報告する。	班員 ⇒ 班長
⑥	住民の避難状況、安否確認状況を本部長に報告する。 その後、避難所班と合流し、協力して避難所の運営にあたる。	避難所班と合流し、協力して避難所の運営にあたる。	

要援護者班

班員:班長(防災士)、民生委員4名 計5名

基本的な役割は、避難所での要援護者の対応、ケア、及び社会福祉協議会との連絡、連携、福祉団体との連絡、連携を行い、避難していない要援護者の支援をすることです。

	班 長	班 員	備 考
①	避難所に指定されたコミュニティセンターへ集合する。	避難所に指定されたコミュニティセンターへ集合する。	
②	班員を指定場所に集合させ、集合状況を確認し本部長に報告する。	班長が指定した場所に集合する。	
③	要援護者の安否状況、避難状況を確認するよう班員に指示する。	班長の指示により、要援護者の安否状況、避難状況を確認する。 (電話による確認)	必要により、避難誘導班(各区自治振興会長)に確認する。 班長 ⇒ 班員
④	班員から要援護者の安否状況、避難状況、未避難の要援護者の報告を受け、本部に報告する。	要援護者の安否状況、避難状況を把握すると共に、避難を求めている要援護者の状況も把握し、班長報告する。	班員 ⇒ 班長
⑤	避難支援を求めている未避難の要援護者の避難支援を、避難誘導班の班長へ要請する。		
⑥	避難所内での要援護者のケアをするよう班員に指示をする。	班長の指示を受け、避難所内での要援護者の状態を把握し、個々人のケアをする。	

避難所班

班員:班長(防災士)、まちづくり連絡会事務局長
まちづくり連絡会事務局員 計5名

基本的な役割は、避難所の運営です。避難誘導班である各区自治振興会長と合同で、以下の事項を行います。

- ・コミセンの施設点検(建物、設備、電気、トイレ、水道等)
- ・コミセンを避難所に利用できるよう避難所設営
- ・仮設トイレの設置、処理(必要な場合)
- ・避難者の受付と受け入れ(区毎、家族毎、男女別)
- ・ごみ処理、トイレ掃除等の諸々作業
- ・支援物資の受け取り、物品確認、配布
- ・避難所間の連絡と調整

	班 長	班 員	備 考
①	避難所に指定されたコミュニティセンターへ集合する。	避難所に指定されたコミュニティセンターへ集合する。	
②	班員を指定場所に集合させ、集合状況を確認し本部長に報告する。	班長が指定した場所に集合する。	
③	班長は、班員全員にてコミセンを避難所とするよう設営指示を行う。	班長の指示に従い、全員でコミセンを避難所とするよう設営を行う。	
④	班長は、班員の役割分担を決め、班員に指示する。役割は以下とする。 ・統括係 ・施設点検係、受付係 ・避難者受け入れ係 ※支援物資の受取等は全員で行う。	班員は、班長の指示のもと、各系の任務(下記)を行う。 ・統括係 ・施設点検係・受付係 ・避難者受け入れ係 ※支援物資の受取等は全員で行う。	※支援物資の受取、物品確認、配布、保管管理等は、避難誘導班と協力し全員で行う。 ※管理簿等を作り、物品の種類、個数を把握する。

総括係	施設点検係	受付係	避難者受け入れ係
総括班は、班長とまちづくり連絡会事務局長が務める ・避難所設営指示 ・各班の窓口 ・その他	・コミセン建物の点検 ・地下駐車場の状況確認 ・電気設備、水道設備の正常確認 ・トイレの点検 ・厨房の設備点検 ・その他	・各区からの避難者の受付 ・氏名確認 ・体温測定 ・体調確認 ・体調不調者がいいたら、衛生班に連絡する。 ・その他	・避難者の要望を聞き避難場所へ誘導する。 ・想定される区分 ・各区別 ・家族別 ・男女別

給食給水班

班員:班長(防災士)、女性部長3名 計4名

基本的な役割は、給食給水作業場となるコミセン調理室の備品確認と、物資需要の把握、取り纏め、救援物資の配分、炊き出し、給水等となります。

人数が足りない場合は、避難者から協力者を募り協力してもらうこととする。

	班 長	班 員	備 考
①	避難所に指定されたコミュニティセンターへ集合する。	避難所に指定されたコミュニティセンターへ集合する。	
②	班員を指定場所に集合させ、集合状況を確認し本部長に報告する。	班長が指定した場所に集合する。	
③	班長を中心に、当面2日間の献立を作る。	班長の指示に従い、当面2日間の献立を作る。	
④	防災備蓄倉庫より、必要物品を搬出するよう指示を行う。 ・アルファ米 ・水 ・その他食材	班長の指示に従い、防災備蓄倉庫より、必要物品を搬出する。 ・アルファ米 ・水 ・その他食材	
⑤	今、食事、飲み物で何が必要なのか把握し、炊き出し、給水するよう指示を出す。	班長の指示に従い、今必要な、食事、飲み物を提供する。	
⑥	常に避難者の状況を把握し、臨機応変対応する。	常に避難者の状況を把握し、臨機応変対応する。	

衛生班

班員:班長(防災士)、看護師OB3名 計4名

基本的な役割は、避難所での避難者のケアとなります。具体的には、怪我人、病人、体調不調者の一時処置を行うとともに、避難所の防疫対策となります。
医師の治療が必要と判断した場合は、町内の医院への連絡も行います。

	班 長	班 員	備 考
①	避難所に指定されたコミュニティセンターへ集合する。	避難所に指定されたコミュニティセンターへ集合する。	
②	班員を指定場所に集合させ、集合状況を確認し本部長に報告する。	班長が指定した場所に集合する。	
③	班長、班員全員で入所者に対して、マスク着用、アルコールでの手指消毒を履行させる。	班長、班員全員で入所者に対して、マスク着用、アルコールでの手指消毒を履行させる。	
④	班員に対して、避難所内の怪我人、病人、体調不調者の把握を指示する。	班長の指示に従い、避難所内の怪我人、病人、体調不調者の把握を行い、班長に報告する。	
⑤	避難所内の怪我人、病人、体調不具合者の状況を本部に報告する。	避難所内の怪我人、病人、体調不具合者の一時処置を行う。	
⑥	班員に対して、避難所内のコロナウィルス、インフルエンザ等感染状況の確認を行うよう指示を行う。	班長の指示に従い、避難所内のコロナウィルス、インフルエンザ等感染状況の確認を行い班長に報告する。	病原体の感染が確認されたら、直ちに本部に報告し、対応を行う。
⑦	常に避難所の怪我人、病人、体調不調者を見回り、臨機応変に対応する。	常に避難所の怪我人、病人、体調不調者を見回り、臨機応変に対応する。	